

## 議案 長野県建築士会の新法人移行に関する件（素案）

長野県建築士会は、平成25年4月1日をもって、「一般社団法人」へ移行する。

なお、将来「公益社団法人」取得が実現できるように組織を整え、活動を展開するものとする。

### ・長野県建築士会の伝統

創立以来60年に渡り、専門資格者団体として、会員の「研鑽」や「親睦」を軸に充実した活動をしてきた。加入率は高く、団体としての規模は大きい。

各支部の自立性が強いところが特徴であるが、県内における交流・連合会との連携も良好で、会員にとって大切な拠り所となっている。行政機関や他団体とも密接な関係を保っており、社会的役割や責任を果たしている。

### ・長野県建築士会の現状

会員数は、創設（昭和27年）から約30年後の昭和58年に4919人となったが、以後は減少している。近年は、建設需要の縮小化、建築士の高齢化、新規資格取得者数の鈍化などによって、全国においても減少傾向は著しい。

財務状況は、主財源である会費収入が減少しており、事業収入や補助金なども不安定で厳しい運営となっている。建築士会館運営や証紙等販売などの収益事業も継続しなくてはならない。現時点での公益事業比率は25～30%となっている。

### ・長野県建築士会の将来

建築士の職務使命としての公益性については論を待たず、「社会貢献」活動を展開していくことが求められる。

会費は社会貢献の原資の一部に充てられるため、これまでのような会員特権的なメリットは少なくなるが、会員一同が「公益社団法人」に伴う「公益活動」の意義や内容を十分理解し、運営におけるリスク不安が解消された時点で移行を決断したい。

## 参考

温故知新（平成 22 年度通常総会「長野県建築士会の現況について」の要点）

### ■「建築士会のあり方」と基本姿勢

- ①連合会・本会・支部の一連体制を維持する
- ②支部活動の自立の尊重する
- ③会計を統合する
- ④社会貢献的視野を導入する

### ■法人改革への対応

法律（税金をとれる仕組みにすること）を受けてたたなければ、解散しかない  
過去にこだわるのではなく、今後の組織や活動を考える

将来の建築士会のために、意識や体質を変えることが必要

### ■建築士会の姿勢

- ・解散しない—どちらかに移行する
- ・分裂しない—長野県が一つのまとまりを維持する
- ・持続する—移行後も活動を継続する

### ■みんなで考える

すべての会員が、将来の建築士会について、自分の問題として考えてほしい

### ■最終判断の基準

- ・イメージで決める
- ・効率効果で決める
- ・活動方針で決める→これが重要

公益的な活動中心でいきたいのか、仲間の集団としていきたいのか  
選択は他人のためにするものではない

公益社団法人が格上で、一般社団法人は格下だということではない

恥すべきは、この会が分裂したり解散したりしてしまうこと

### ■温故知新

「温故知新」・・・古きを温めつつ、新しきを知る

## 新法人の選択について寄せられた意見

### ○新法人の選択

#### 1 公益社団法人になれない理由は何か

公益事業比率から言えば、証紙販売等の事業を行うことにより25%程度になってしまうこと。証紙販売等の事業を除いても公益事業比率50%程度で将来的に自信が持たず、公益社団法人の解散の際、財産を没収される心配があります。

公益社団法人を選択する場合、会員が一致団結して、名実ともに公益事業をやっという意識が醸成されているのかつかみかねることなどから、現時点では難しいのではないかと思います。

建築士会に限ったことではありませんが、今までは会員が自分のメリットのために会費を納めるという意識が強かったと思います。公益事業に積極的に取り組んで団体の社会的認識の向上を目指すといった理念がまだ十分理解されていないように感じられることもあります。

しかし、将来の公益社団法人を視野に、今から準備を始めるつもりで取り組んでいきましょう。

#### 2 全国の建築士会では、公益社団法人と一般社団法人の選択割合はどうなっているのか

平成23年11月現在で、公益社団法人が14士会、一般社団法人が27士会、検討中が6士会となっています。

#### 3 資格者団体としての建築士会は大いに社会貢献をする必要がある

財政のことも大切だが、今求められる選択は公益社団法人であり、公益社団法人に向かうべきではないか。本会の考え方は悲観的過ぎで、積極的に公益に向けて会員を指導すべきではないか

ご意見の主旨はよく理解できますが、会員が同じ思いでいるとは言い切れないようです。会費の使い方についても、これから公益活動として不特定多数の人のために支出していくこととなりますが、まだまだ浸透していないと感じています。

役員としては、公益社団法人に踏み切れるか、かなり慎重に検討しています。

#### 4 一般法人になっても支部事務局を地方事務所におく事ができるのか。

合同庁舎の使用は、建築課長の意見書により地方事務所長の判断となりますが、公益・一般にかかわらず 県と建築士会との協力関係も判断の重要な要素になると思います。

一般社団法人になったらすぐに退去するように言われなためにも、建築士会の活動を通じて信頼が向上されるように努めていきたいと思っています。

5 法人の取り扱いが変わり、社団法人を付けなければ建築士会〇〇支部と名乗ることができるが、支部で独立することは可能か

新法人の取り扱いについては、公益等認定委員会から質疑応答という形で取り扱いが示されています。その中で、名称については、当初、社団法人でない団体は社団法人と紛らわしい名前を使ってはいけないことになっていましたが、現在では、社団法人をつけなければ名乗ることも可能と変わりました。したがって支部単独で建築士会を名乗ることも制度上では可能です。

ただ、長野県建築士会は、県下に3100人を越える会員がいること、15支部で全県をカバーしていること、連合会を通じて全国的なネットワークがあることなどによって高く評価されていると考えられますので、支部が独立するようなことでは今までのような社会的信頼を得られなくなる可能性があります。

そういったことを踏まえて、長野県が一つになって進んでいくということを最初から掲げさせていただきました。

## ○会計の統合

6 公益社団法人になることを前提に会計統合をし、公益に行けるかを検討するという話であった。一般社団法人になるのなら会計統合は来年度から白紙に戻すべきではないか

連合会、本会、支部が一体となった建築士会活動を続けるために長野県建築士会として会計統合を行ったものであり、公益社団法人を視野に入れて長野県建築士会として活動を続けていきたいと思いますが、会計統合は公益、一般どちらの法人を選ぶにしても必要です。

7 事務処理が今までより厄介になり、細かいことを支部事務局から言われて大変だが、もっと簡単に、支部のやり方に任せてもよいのではないか

建築士会で扱うお金は、公のものですので、正確に処理をしなければならないのは言うまでもありません。システムが変わったことにより、事務局職員として厄介になったこともあるかもしれませんが、それでもできるだけ負担にならないようお願いしているつもりですので、ご理解いただきたいと思います。

また、支出等の内容について本会がまとめて会計監査を受ける関係上、内容について確認することはあると思いますが、基本的な会計ルールに反しない限り、支部の活動にあわせた支出をしていただきたいと思います。

8 長野県建築士事務所協会の会計統合の方法は、各支部で支出し決算書類を持ち寄る緩やかな方法を検討していると聞くと聞くと、建築士会でもそうした方法ではだめなのか

新法人に移行する際、本会と支部と一体であるかを判断する基準の一つが会計の統合ということです。長野県建築士会は一つの団体であるという意味で会計統合を実施しました。

統合の方法については、すでに、本会で一括してまとめる方法、支部で行ったものを合算する方法について比較検討しましたが、支部のものを合算する方法は監査や会計事務所での処理が難しく、コストもかなりかかってしまうこと等の理由で、本会で一括してまとめる方法を選択したところです。

一般社団法人になった場合には、公益目的支出計画を実施することになります。建築士会の資産等の状況から数十年の単位で赤字の公益事業を実施する必要がありますが、これから行われる支部の事業の中から公益事業を拾い出し、公益目的支出計画を効率的に進めるためにも現在の方法が良いと考えます。

## ○会費の統一

### 9 会費の統一は不要だと思う。たとえば、本会・連合会・人件費等の固定費は各支部一律に負担して、他は支部独自で会費額を決めることはできないのか

会費を統一することについては、県からの指導もありますが、ひとつの団体として避けて通れない課題と考えてきました。公益社団法人となれば、支部の枠を超えた活動や支出が求められるようになってくると思われまます。支部独自の活動も積極的に実施してほしいと思いますが、さらに視野の広い活動を展開していくためにも統一した会費制度としていく必要があると考えています。

会費の統一については、理事会や委員会でも賛成を得ています。

### 10 会費の統合は反対です。支部で自由に会費を決め、活動をしたい

会費を統一しても、支部独自の事業はできると考えています。

### 11 本会分年会費(3600円/人)も会員減少に伴って総額が減って苦しいという話を聞くと、本会も経費削減が必要ではないか

本会の会計が厳しいのは、会費収入の減少だけではなく、建築士試験・定期講習等の講習会・免許登録などの事業収入が減少していることも大きな原因です。

これまでも本会として経費削減に取り組んでいますが、なお一層削減に取り組む必要があることは承知しています。しかし、削減も限界にきているようにも思われます。

### 12 CPDの継続費を会費統合の際、会費に上乗せするという話を聞いたが、どういふことか

CPDについては、昨年4月からオープン化され、全員加入になりました。

いままでは毎年12月にCPD実績の事後申請と次年度の継続費を納めてもらっていましたが、現在は事後申請がなくなり継続費の納入だけになってしまったため、事務処理に支障が出ているのが実情です。

CPDカードは会員証を兼ねていますので、全員に所持していただき、会費に含むことにすればCPD継続額を低くできるのではないかと考えています。

13 賛助会費の収入は支部で使えるのか

検討中ですが、支部で使えるようにしたいと思います。

○定 款

14 新しい定款では支部長はどんな取り扱いになるのか

支部長には、本会理事をお願いしたいと考えています。

15 本会総会がなくなり代議員会になるとの話を聞くと、どういうことか

新しい定款では総会の成立要件を会員の1/2と考えています。これは、公的な法人としては、当然、過半数にする必要があるのではということからです。現在の総会は、委任状の出席を含めて25%程度ですので、このままでは総会は成立しないことになってしまいます。そこで、各支部から代議員を選出していただき、代議員会をもって総会とするということも考慮したほうが良いと考えています。

16 一般社団法人でも専務理事は必要か

専務理事については今後の検討事項です。

長野県建築士会では、事務局職員23名を抱え3億円の事業を行っていますが、ガバナンスやコンプライアンスの徹底といった観点や経費面から、常勤の理事の可否について検討したいと考えています。

○その他

17 会員減少は避けられない現実であるが、建築士会活動は一般社団法人であっても公益社団法人にむけて積極的に活動すべきだ

ご意見のとおり、一般社団法人でも公益活動をすべきと思います。

すべての支部がひとつの目標に向かって、一線となって積極的に活動すべきと考えます。

18 支部あつての本会であるべきだ。執行部は長野県建築士会の目指す方向を全会員に周知していただきたい

支部活動をもとに建築士会があることは、機会あるごとにお話をしています。

ただ、注意していただきたいのは、公益法人法が視野に入れているものはあくまでも本会の状況です。長野県建築士会の持ち味と法律との間にはギャップがあることも理解していただきたいと思っています。

こうした新しい状況によってストレスが発生していることは事実だと思いますが、今後も長野県建築士会を持続していくためには、今までの居心地の良さに固執しているだけでは済まない状況も悟っていかねばならないと思います。

皆さんと共に模索していきたいと思っています。

19 支部の財政が大変との話を聞くが、会員300人を越える支部でも事務局を1人、100人を切る支部でも1人職員を抱えているのは無理があるのではないか。

たとえば、会員300人に1人事務局職員を配置することも考えられるし、支部の統合も視野に入れるべきではないか

ご意見のとおり、全体のバランスとしてみれば、公平ではないというところもあります。一方で、各支部の事情や考えもあるので苦慮しているところです。

今までは何とかできたのですが、これから先を考えると、大きな検討課題となっています。組織を挙げて真剣な検討が必要と思います。

## 新法人への移行に関する 検討の経過

NO	内 容	理 事 会 の 決 定	備 考
0	会計統合	H22.12 会計統合について承認 H23. 3 会計統合をもとに平成 23 年度予算案議決 H23. 4 会計統合実施	
1	法人の選択	H23.12 法人の選択について審議 H24. 4 定款（案）の審議 H24, 5 総会提出	将来の公益法人を視野に入れて、一般社団法人を選択 (8/22 委員会決定)
2	証紙販売等手数料	H22.12 「原則継続すること」について承認	継続する 今後の効率論も模索
3	協力費	H22.12 「当面継続するが、平成 25 年度を目途に廃止について検討すること」について承認 H25. 3 平成 25 年度予算（協力費廃止）について審議	
4	会館運営		本会計からは切り離さない (8/22 委員会決定)
5	会費の統一	H22.12 「当面、現状のままとするが、平成 25 年度を目途に会費の統一について検討すること」について承認 H25. 3 長野県建築士会運営規程第 2 条（会費）の改正 H25. 3 平成 25 年度予算案（統一会費）について審議	平成 25 年 4 月からの統一について方法・額を検討中
6	事務局 配置	H24.12 平成 25 年度の支部事務局配置について審議 H25. 3 平成 25 年度予算案（事務局経費）について審議	検討中 (平成 24 年 3 月までに方向を出したい)
7	定款の変更	H24.4 新定款案を審議 24. 5 総会提出	検討中 平成 24 年 3 月までに方向をだす。
8	地方事務所における事務局配置		検討中 こちらの意向だけではない。 すまない。